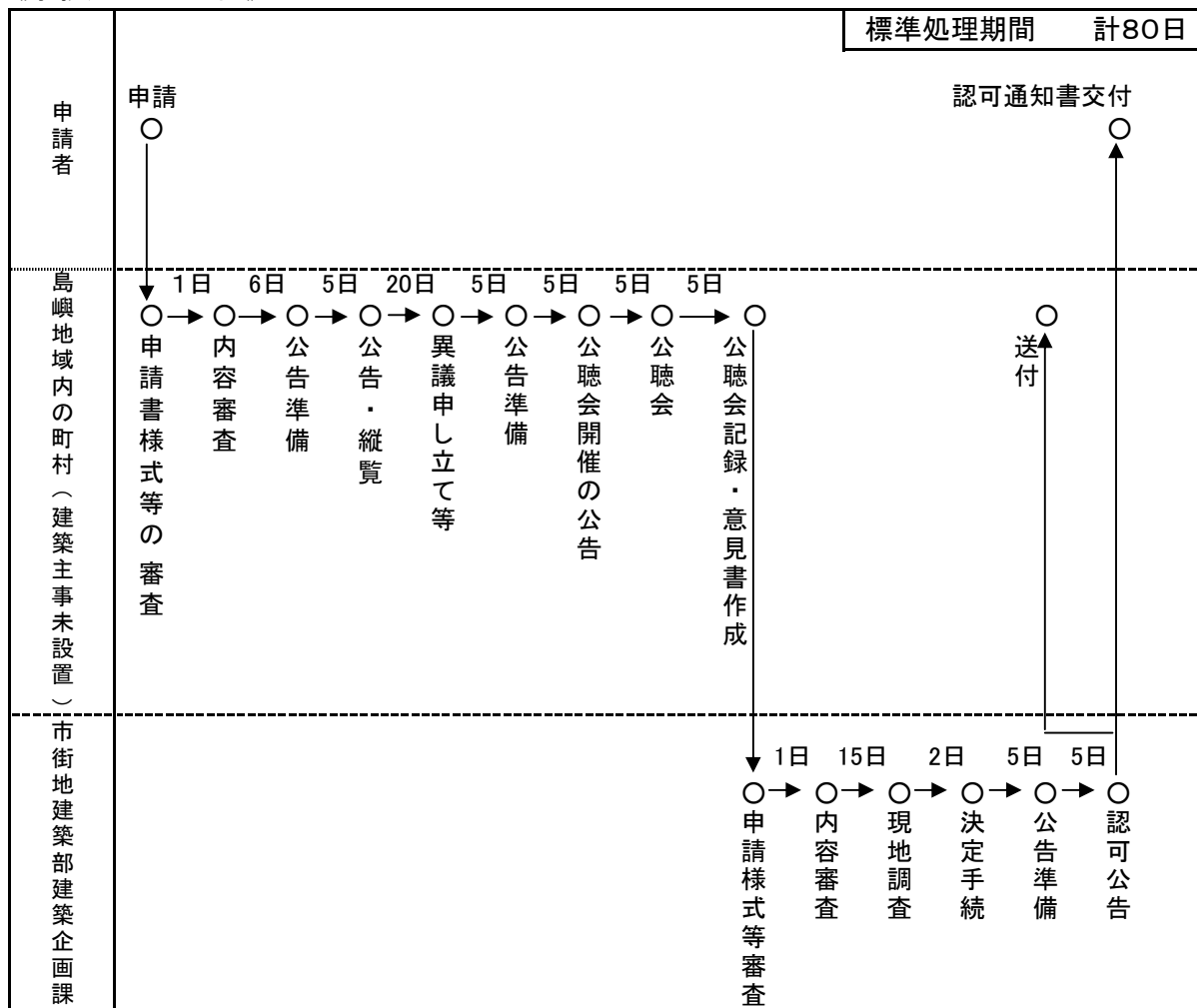


事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 建築協定の認可及び変更の認可(一人で定める建築協定の認可を含む。) 作成部署 都市整備局市街地建築部建築企画課市街地係 電話 30-635

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請書様式等の審査	提出された申請書の記載漏れ、添付書類の審査
2	内容審査	協定事項の内容(建築物等の制限内容、協定運営の方針等)審査
3	公告準備	公告の手続
4	公告・縦覧	建築基準法第71条に定められている20日間以上の相当期間の縦覧を行います。
5	異議申し立て等	協定内容に対する異議申し立てがある場合の提出期間
6	公告準備	公聴会開催のための公告準備
7	公聴会開催の公告	公聴会開催のための公告期間
8	公聴会開催の公告	建築基準法第72条に定められている関係人の出頭を求め公聴会を開催します。
9	公聴会記録・意見書作成	協定書に対する意見書及び公聴会記録の作成
10	申請様式等の審査	町村から送付された申請書の記載漏れ、添付書類の審査
11	内容審査	協定事項の内容審査
12	現地調査	協定事項の現地調査
13	決定準備	認可の可否について特定行政庁が決定します。
14	認可公告	建築基準法第73条に基づき公告を行います。
15	認可通知書交付	申請者へ交付